

証拠等関係カードの記載要領について

平成12年8月28日刑二第278号高等裁判所
長官，地方，家庭裁判所長あて刑事局長，総務局
長依命通達

改正 平成17年10月26日最高裁判二第000405号

改正 平成24年6月1日最高裁判二第000331号

改正 令和2年11月27日最高裁判二第1538号

本日付け最高裁判二第277号事務総長通達「証拠等関係カードの様式等について」記4の定めによる証拠等関係カードの記載要領は，下記のとおりとします。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 記載要領一般

1 被告人1名用及び被告人複数用は，検察官請求分，弁護士・被告人請求分及び職権分に分けて使用し，補充用は，これらに共通して使用する。

2 証拠等関係カードの記載に当たっては，他の書面を引用することができない。ただし，「標目」及び「立証趣旨」以外の各欄について，記載すべき事項の一部につき他の書面を引用することは差し支えない。

3 検察官又は弁護士が証拠調べの請求をするに際し，被告人1名用又は被告人複数用と同じ様式の書面に所要の事項を記載して提出したときは，これを証拠等関係カードとして利用することができる。

4 「請求」，「意見」及び「結果」の各欄に記載すべき内容が数個の証拠につき同じである場合は，一括して記載することができる。

5 被告人1名用又は被告人複数用について，各欄の記載を補充する必要がある場合には，当該欄内に「※」印を付し，これに続けて請求者等の別を問わず通し番号を記載するとともに，補充用の「※」欄にこれに対応する番号を記載した上，その「請求・意見・結果等」欄に補充すべき事項を記載する。

6 被告人の供述（冒頭手続における陳述，公判手続の更新の際の陳述，最終陳述及び明らかに手続的な供述を除く。）については，これがされた事実を職権分の証拠等関係カードに記載する。ただし，控訴審においては，請求者等別の証拠等関係カードにその経過も含めて記載することができる。

7 別紙第1の略語表記載の事項等を記載する場合は，同表記載の略語と異なる略語を用いることができない。

8 弁論併合後の証拠調べ手続の経過等は，一つの証拠等関係カードに記載する。ただし，併合前に請求があった証拠につき併合後に証拠調べ手続が行われたときは，当該請求の記載がある証拠等関係カードにその経過を記載する。

9 弁論を分離し，記録を別に編成した場合において，新たに記録を編成した事件につき分離前に請求があった証拠の証拠調べ手続が行われたときは，新たな記録中の当該請求の記載がある証拠等関係カード又はその謄本若しくは抄本にその経過を記載する。記録を別に編成しない場合における証拠等関係カードの記載は，8の本文の定めを準用する。

第2 各欄の記載要領

1 被告人1名用

(1) 冒頭部分

ア 「請求者等」の箇所には，証拠調べの請求者の別を記載し，職権による取調べの場合は「職権」と記載する。

イ 「(No.)」の箇所には，検察官請求分，弁護士・被告人請求分及び職権分の別に，丁数を記載する。

(2) 「番号」欄

検察官請求分、弁護士・被告人請求分及び職権分の別に、証拠の番号を記載する。

(3) 「標目」欄

「供述者・作成年月日、住居・尋問時間等」の箇所には、証拠書類等の供述者若しくは作成者及び作成年月日、証人の住居及び尋問所要見込時間又は証拠物の領置番号等を記載する。

(4) 「立証趣旨」欄

ア 証拠と証明すべき事実との関係を記載する。

イ 「公訴事実の別」の箇所には、公訴事実が複数の場合に、当該証拠によって証明すべき公訴事実の番号等を記載する。

(5) 「請求」欄

「期日」欄には、証拠調べの請求が公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日にされた場合は、その公判期日の回数又は公判前整理手続期日若しくは期日間整理手続の回数若しくは年月日を記載し、期日外にされた場合は、請求のあった年月日を記載する。

(6) 「意見」欄

ア 「内容」欄には、証拠とすることの同意、不同意等証拠調べの請求に対する意見に関する事項を記載する。

イ 「期日」欄の記載については、(5)の定めを準用する。

(7) 「結果」欄

ア 「内容」欄には、証拠の採否、取調べ等に関する事項を記載する。

イ 「取調順序」欄には、取り調べた証拠の取調べの順序を公判期日ごとに記載する。

ウ 「期日」欄の記載については、(5)の定めを準用する。

(8) 「備考」欄

当該証拠に関連する事項を適宜記載する。

(9) 「編てつ箇所」欄

記録が分冊されている場合には、当該証拠書類等が編てつされている分冊を特定する事項を必要に応じて記載する。

2 被告人複数用

(1) 「請求」、「意見」及び「結果」の各欄に所要の事項を記載するときは、それぞれの「関係被告人」欄に、当該事項に関係する被告人を氏又は適宜の符号を用いて記載する。当該事項が全被告人に関係する場合には、「全」と記載することができる。被告人の符号又は「全」を用いた場合において、必要があるときは、別紙第2に例示する「被告人の符号と全被告人の範囲」表等を使用して、関係する被告人の氏名及び「全」と表示した被告人の範囲を明らかにする。

(2) その余の各欄等の記載については、1の定めを準用する。

3 補充用

(1) 冒頭部分の「(No.)」の箇所には、補充用の丁数を記載する。

(2) 「期日」欄の記載については、1の(5)の定めを準用する。

付記

1 実施

この通達は、平成13年1月1日から実施する。

2 通達の廃止

昭和51年11月20日付け最高裁判二第233号刑事局長、総務局長事務取扱依命通達「証拠等関係カードの記載要領について」は、平成12年12月31日限り、廃止する。

3 経過措置

(1) この通達の実施の際、従前の略語表及び「被告人の符号と全被告人の範囲」表等の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

(2) この通達の実施の際、現に作成されている「被告人の符号と全被告人の範囲」表等については、これを引き続き使用することも差し支えない。

付記（平17.10.26刑二第000405号）

1 実施

この通達は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号）の施行の日（平成17年11月1日）から実施する。

2 経過措置

(1) 刑事訴訟規則の一部を改正する規則（平成17年最高裁判所規則第10号）による改正前の刑事訴訟規則の規定により開始された準備手続期日に行われた事項の記載については、なお従前の例による。

(2) この通達の実施の際、従前の略語表の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

(3) この通達の実施の際、現に証拠等関係カードが作成されている場合については、従前の略語表を引き続き使用することも差し支えない。

付記（平24.6.1刑二第000331号）

1 実施

この通達は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成24年6月22日）から実施する。

2 経過措置

(1) この通達の実施の際、従前の略語表の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

(2) この通達の実施の際、現に証拠等関係カードが作成されている場合については、従前の略語表を引き続き使用することも差し支えない。

付記（令2.11.27刑二第1538号）

この通達は、令和3年1月1日から実施する。

略 語 表

1, 2...	第1回公判, 第2回公判... 〔「期日」欄のみ〕	捜 押	捜索差押調書
前1, 前2...	第1回公判前整理手続, 第2回公判 前整理手続...	記 押	記録命令付差押調書
間1, 間2...	第1回期日間整理手続, 第2回期日 間整理手続...	任	任意提出書
1, 2...	証拠等関係カード(続)「 」欄の 番号1, 2...の記載に続く	領	領置調書
決 定	証拠調べをする旨の決定	仮 還	仮還付請書
済	取調べ済み	還	還付請書
裁	裁判官に対する供述調書	害	被害届, 被害てん末書, 被害始末書, 被害上申書
検	検察官に対する供述調書	追 害	追加被害届, 追加被害てん末書, 追 加被害始末書, 追加被害上申書
検 取	検察官事務取扱検察事務官に対する 供述調書	答	答申書
事	検察事務官に対する供述調書	質	質取てん末書, 質取始末書, 質受始 末書, 質取上申書, 質受上申書
員	司法警察員に対する供述調書	買	買受始末書, 買受上申書
巡	司法巡查に対する供述調書	始 末	始末書
麻	麻薬取締官に対する供述調書	害 確	被害品確認書, 被害確認書
大	大蔵事務官に対する質問てん末書	放 棄	所有権放棄書, 電磁的記録に係る権 利放棄書
財	財務事務官に対する質問てん末書	返 還	協議返還書
郵	郵政監察官に対する供述調書	上	上申書
海	海上保安官に対する供述調書	報	捜査報告書, 捜査状況報告書, 捜査 復命書
弁 録	弁解録取書	発 見	遺留品発見報告書, 置去品発見報告 書
逆 送	家庭裁判所の検察官に対する送致決 定書	現 認	犯罪事実現認報告書
告 訴	告訴状	写 報	写真撮影報告書, 現場写真撮影報告 書
告 調	告訴調書	交 原	交通事件原票
告 発	告発状, 告発書	交原(報)	交通事件原票中の捜査報告書部分
自 首	自首調書	交原(供)	交通事件原票中の供述書部分
通 逮	通常逮捕手続書	検 調	検証調書
緊 逮	緊急逮捕手続書	実	実況見分調書
現 逮	現行犯人逮捕手続書	捜 照	捜査関係事項照会回答書, 捜査関係 事項照会書, 捜査関係事項回答書
捜	捜索調書	免 照	運転免許等の有無に関する照会結果書, 運転 免許等の有無に関する照会回答書, 運転免許 調査結果報告書
押	差押調書	速 力	速度違反認知カード

選 権	選挙権の有無に関する照会回答書	寄 附	贖罪寄附を受けたことの証明
診	診断書	嘆	嘆願書
治 照	交通事故受傷者の病状照会について、交通事故負傷者の治療状況照会、診療状況照会回答書、治療状況照会回答書	(膳)	膳本
検 視	検視調書	(抄)	抄本
死	死亡診断書、死体検案書	(検)	検察官
酒 力	酒酔い酒気帯び鑑識カード	(検取)	検察官事務取扱検察事務官
鑑 嘱	鑑定嘱託書	(事)	検察事務官
鑑	鑑定書	(員)	司法警察員
電 話	電話聴取書、電話報告書	(巡)	司法巡查
身	身上照会回答書、身上調査照会回答書、身上調査票、身上調査回答	(大)	大蔵事務官
戸	戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍(全部・一部・個人)事項証明書	(財)	財務事務官
戸 附	戸籍の附票の写し	(被)	被告人
登 記	不動産登記簿謄本、不動産登記簿抄本、登記(全部・一部)事項証明書		
商登記	商業登記簿謄本、商業登記簿抄本、登記(全部・一部)事項証明書		
指	指紋照会回答票、指紋照会書回答票、指紋照会書通知書、指紋照会回答、指紋照会書回答、指紋照会回答書		
現 指	現場指紋による被疑者確認回答書、現場指紋等確認報告書		
氏 照	氏名照会回答書、氏名照会票、氏名照会記録書		
前 科	前科調書、前科照会(回答)書、前科照会書回答		
前 歴	前歴照会(回答)書		
犯 歴	犯罪経歴回答書、犯罪経歴電話照会回答書		
外 調	外国人登録(出入国)記録調査書		
判	判決書謄本、判決書抄本、調書判決謄本、調書判決抄本		
決	決定書謄本、決定書抄本		
略	略式命令謄本、略式命令抄本		
示	示談書、和解書		
受	受領書、受領証、領収書、領収証、受取書、受取証		
現 受	現金書留受領証、現金書留引受証		
振 受	振込金兼手数料受領書、振込金受領書		

